

平成 27 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
成果報告書

団体名（受託自治体名）

京都市教育委員会

I 概要

1 事業の概要

(1) 保護者への情報提供の推進

- ・地域の就学前の幼児の保護者や就学前施設関係者等を対象にした、説明・見学・相談会（「障害のある子どもの就学支援を考える『就学支援をすすめる地域懇談会』」、育成学級・通級指導教室見学会「出会いとふれあいのオープンスペース」）を開催することにより、障害のある児童生徒や保護者に対して、早期からの情報提供・相談を行い、きめ細やかな対応ができる相談・支援体制の充実を図る。
- ・保護者向けリーフレットの配布により、就学相談制度の情報提供を行う。

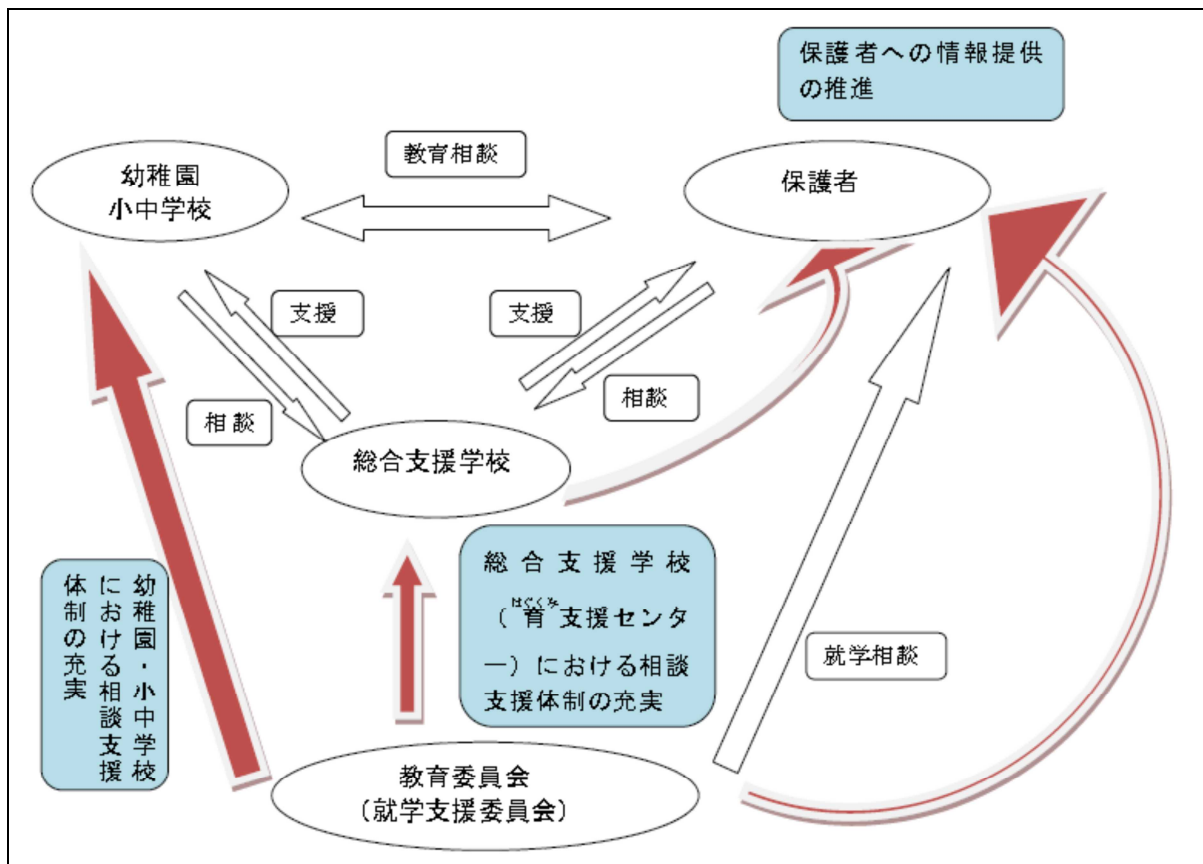
(2) 総合支援学校・育(はぐくみ)支援センターの教育相談機能の充実

- ・育(はぐくみ)支援センターの案内リーフレットを配布し、周知を図る。
- ・育(はぐくみ)支援センターにおいて、就学前施設関係者や市立学校園教員を対象とした公開研修会を実施する。
- ・教員を対象とした発達検査実技研修を実施した。新版K式発達検査 2001、WISC-IV の理論と実技等の研修を実施する。

(3) 幼稚園等の就学前施設・小中学校における相談支援体制の充実

- ・保育所や幼稚園等の就学前施設から小学校へ、発達に関して心配のある又は発達に遅れのある就学予定児童の特性や必要な配慮・支援の情報を伝達する「就学支援シート」を活用する。
- ・主に就学相談の窓口となる小・中学校の管理職を対象とした、就学相談や合理的配慮への理解を深める研修を実施する。
- ・障害のある児童生徒のための支援機器や支援グッズについての教職員・保護者への情報提供を行うため、総合育成支援教育に関する企画展を実施する。

<事業の概念図>



2 事業の成果

(1) 保護者への情報提供の推進

- ・地域の就学前の幼児の保護者や就学前施設関係者等を対象にした、説明・見学・相談会については、就学前施設への周知等の積極的な広報等を行うことで、多くの参加者を得た。本市の就学相談の流れや、総合支援学校・育成学級・通級指導教室での取組について、情報提供を行った。また、地域懇談会においては、様々な立場のパネリストの生の声を届けることによって、さまざまな視点での考え方を提供したことが好評であった。
- ・就学相談のリーフレットは昨年度に引き続き、就学前施設や相談機関等において配布・活用していただいております。保護者に対し、早期からの就学相談を促すことに役立っている。

(2) 総合支援学校・育(はぐくみ)支援センターの教育相談機能の充実

- ・育(はぐくみ)支援センターについては、保護者向けリーフレットを広く配布することにより、地域の障害のある児童生徒等の相談支援の拠点としての役割についてより多くの方に周知を図り、相談窓口としての活用を促した。
- ・また、育(はぐくみ)支援センター主催の公開研修会では、地域の就学前施設関係者にもご参加いただき、専門家による状態に応じた適切な支援方法を学び、就学予定児童の教育相談の進め方や支援体制について役立つ情報を得ていただく機会となった。

(3) 幼稚園等の就学前施設・小中学校における相談支援体制の充実

- ・就学支援シートについては、昨年度に引き続き、就学前施設への活用説明会等を実施し、本事業への理解と協力を得た結果、今年度も、京都市内全ての就学前施設・小学校での就学支援シートの活用を達成し、障害のある児童への切れ目のない支援につなげることができた。
- ・管理職を対象とした研修の実施により、実際の相談窓口となる小・中学校等の管理職が、障害のある児童生徒の教育への理解を深め、保護者に寄り添った教育相談を進めることに役立った。また、障害者差別解消法の施行に向け、法の趣旨内容について啓発するとともに、国や市の動きを踏まえ、うえでの校内体制の構築に資することができた。
- ・また、今年度初めて、総合育成支援教育に関する企画展を実施し、支援機器や支援グッズを実際に操作できるような形で展示することにより、教職員や保護者が体験的に学ぶことができ、指導に生かすことにつながられた。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

(1) 保護者への情報提供の推進

- ・総合支援学校における地域懇談会や育成学級・通級指導教室の見学会「出会いとふれあいのオープンスペース」については、今後も継続して実施する必要がある。就学前施設にも協力いただき、積極的な広報を行い、参加を促すとともに、実施内容についても、アンケートでいただいた意見等を踏まえ、保護者や就学前施設等のニーズに応えられるよう検討を重ねる必要がある。
- ・保護者向けリーフレットについても、引き続き、配布を行うとともに、記載内容についても、保護者や各機関等の意見、国の動向等をふまえ、ニーズに合った内容に随時更新していく必要がある。

(2) 総合支援学校・育(はぐくみ)支援センターの教育相談機能の充実

- ・案内リーフレットの配布等、積極的に周知することにより、地域の障害のある児童生徒等の相談支援の拠点である育(はぐくみ)支援センターについて、相談窓口としての活用を促していく必要がある。
- ・総合支援学校(育(はぐくみ)支援センター)での研修についても、引き続き実施し、障害のある児童生徒等への適切な支援方法や、就学予定児童の教育相談の進め方や支援体制について情報提供を行い、総合支援学校教員が就学前施設関係者と共に支援体制について考え、連携を深めていく機会としていきたい。
- ・また、地域の学校・幼稚園への支援の充実を図るため、支援機器・支援方法等の情報提供を図っていく必要がある。

(3) 幼稚園等の就学前施設・小中学校における相談支援体制の充実

- ・就学支援シート事業については、引き続き実施し、就学前施設及び小学校への働きかけを行うとともに、両者と保護者との連携強化を図り、障害のある児童への切れ目のない支援を行うことが求められる。また、よりよい活用方法についても検討する必要がある。
- ・学校での教育相談・支援体制の充実に向け、就学相談の窓口となる小・中学校の管理職を対象とした研修については、今後も実施していく。国等の動きを踏まえ、その時のニーズに合った研修内容についても検討し実施したい。